平成２９年（フ）第３０２５号
大阪市城東区今福西１丁目12番５―807号
債務者　青木　尚生
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０８４号
大阪市住吉区苅田５丁目１番10号
債務者　水谷　孝行
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１７９号
大阪市旭区赤川４丁目１番16号　グループホームよつば、前住所大阪府東大阪市加納８丁目12番33号　エクセレント加納　206号
債務者　中原　和仁
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１８８号
大阪府門真市江端町４番７―101号
債務者　野竿紀代美
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２５７号
大阪市都島区東野田町５丁目８番６―210号
債務者　元岡　宏治
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２８５号
大阪市西淀川区姫島６丁目９番38―503号
債務者　若林　正子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３０４号
大阪市天王寺区上汐３丁目８番15号
債務者　亀谷　正美
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３６５号
大阪市天王寺区国分町16番20号ハイツトクラ601号
債務者　小西　　優
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３７１号
大阪市浪速区日本橋西１－８－27―1407号室、住民票上の住所東京都墨田区菊川２丁目13番10―402号　エスポワールＩＳＨＩＨＡＲＡ
債務者　橋爪　遥夏（旧姓中塚）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３７４号
大阪市都島区都島南通２丁目１番３―1213号
債務者　森田　慈子（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３７５号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番７―302号、前住所大阪市此花区島屋３丁目８番16―307号
債務者　菊地　孝子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３７６号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番７―302号、前住所大阪市此花区島屋３丁目８番16―307号
債務者　菊地　礼乃
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５７号
香川県高松市今新町６番地８　シャンボールイマジン403
債務者　曽我部　毅
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６４号
香川県高松市木太町3291番地５　ｅ－ｃｕｂｅ木太103号
債務者　大**廣**　実佳
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８５号
熊本市中央区帯山３丁目39番13号　石川ビル203
債務者　田中　理恵
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７１号
山口県宇部市厚南中央４丁目３番12―101号
債務者　吉鶴　祐耶（旧姓羽鳥）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
山口地方裁判所宇部支部